

住民監査請求監査結果

第1 請求人 (省略)

第2 請求の要旨

請求人らが提出した今治市職員措置請求書に記載されている措置請求の要旨、求める措置及び事実を証する書面は、次のとおりである。なお、措置請求の要旨については長文であるため、法律の条文や引用部分などを省略した上で、原文のまま記載している。

1 措置請求の要旨

高地延喜線外1線(市道)に橋脚2本を立て、加計学園駐車場の踊り場の位置にある、いこいの丘9番地から加計学園獣医学部校地を結ぶ横断歩道橋の利用者は私たちの調査結果から学生、職員及び関係者に限られていて、両側歩道に設けられた階段の利用者は1人であり皆無に近いものであった。利用実態から加計獣医学部の空中通路というべきであるが本書面は歩道橋と述べることとする。

(1) 対象行為

2019年11月23日加計『横断歩道橋』渡り初め式』をもって加計学園獣医学部駐車場下のいこいの丘9番地から加計学園敷地内まで歩道橋が通行できるようになった。立地上歩道橋を一般市民が利用することは想定できない。調査の結果、利用者はもっぱら加計獣医学部生、教職員ら加計関係者及びの他の加計所要の者らであった。

歩道橋(特定道改第6号高地延喜線外1線道路改良工事)の建設費を今治市財政からA株式会社に2019年02月12日に47,820,000円、同年12月27日に70,275,000円、合計1億1809万5千円を支出した。

2019年12月20日に株式会社Bに対して265,100円を「高地延喜線横断歩道橋開通式設営業務」代金を支出した。

(2) 違法・不当の理由

ア 歩道橋の議会答弁は合理性がない

加計獣医学部開学入学式に先立つ2018年3月1日の市議会で越智博副市長

は「高地延喜線外歩道橋の整備…などにも取り組む」と説明した。

同年3月9日松田澄子議員が「市長は、岡山理科大学獣医学部に今治市の負担として64億円以上は出さないと言っていたのではないのでしょうか。平成30年度に、大学周辺の照明灯12基1,700万円、歩道橋1億7,000万円が新たに予算として提出されていますが、どのようなお考えでしょうか」を手始めに、(中略)例を示して「市道の上だからという理由だけで、必ずしも市が負担しなければならないわけではありません」と質問した。

C企画財政部長は「同路線は1日当たり約4,000台の通行量があり、地元からも要望が上がっており、市民の危険を回避することは今治市の責務であり、道路管理者として歩道橋を設置するもので、学園へ追加の補助をするという考え方では全くございません。」(2018年3月9日)と答弁した。

しかし、歩道橋の利用者は加計学園駐車場から、獣医学部に向かうもの以外に利用者はほとんど皆無であるから、「学園」への補助であることは紛れもない。

「学園へ追加の補助」と「追加」の“ごまかし言葉”で、その場をすり抜けるご飯論法に合理的な説得力は全くない。

2018年6月12日市議会で市長は「歩道橋…は、地元からの要望を受け、学生のみならず市民の安全面を最優先…。市民の危険を回避…は市の責任であり、学園へ追加の補助…では全く」(2018年6月12日)ない、と答弁した。

イ 私有地に接続する歩道橋は民間事業者の負担が原則

Webで示される民間事業者敷地につながる歩道橋の設置費用は、原則民間事業者の負担であるとされる。頼まれていない(文書がない)歩道橋を全額市財政で建設するなどの付度は「歩道橋費用負担原則」に反し不当であり、もっての外というよりない。

Web1 道路管理者(道路の所有者すなわち、国、県、市町村)の事前承認が得られれば、民間事業者の負担で横断歩道橋を建設し道路管理者へ寄付するかたちをとる事になります。建設後寄付された「横断歩道橋」は、その所有者が道路管理者になるため、寄付後の維持管理費は道路管理者が負担する事になります。

Web2 「道路と民間敷地部分の接続によって歩行者空間の整備」は「基本的には、民間敷地部分については、民間事業者の費用負担で」整備がされています。

ウ 市長答弁の「地元からの要望」を受けた文書が存在しない

2020年6月8日に「『歩道橋…は、地元からの要望を受け、学生のみならず

市民の安全面を最優先…』と市長が答弁した。地元からの要望を受けた文書の開示請求を行ったところ 2020 年 6 月 22 日付で「該当文書なし」の非開示決定があった。

市民の代表とされる市議会に対する市長答弁の「地元からの要望を受け」たとする根拠文書がないのであるから答弁の信憑性は損なわれる。虚偽答弁であれば歩道橋建設の理由は正当性を失うことになる。

ちなみに加計歩道橋以外の道路課工事の地元要望書は存在する。

エ 歩道橋建設は圧倒的多数が反対（シールアンケート）

2018 年 4 月 3 日、加計獣医学部の入学式が行われた。その 3 か月後の 7 月、加計学園へ今後の補助金の支出及び歩道橋建設について請求者らが街頭で 5 日間、シール貼り付けで意思表示をする市民アンケートを行った。その結果である。シールの数は補助金が 142、歩道橋が 136 である。

加計学園に対して「残り 51 億円の補助金を加計学園に支払うべき？」の問いに対して賛成が 9 人（7%）、反対が 128 人（90%）、どちらともいえないが 5 人（3%）であった。

「1 億 7 千万円！加計歩道橋」の問いには賛成 4 人（3%）、反対 129 人（95%）、どちらともいえないが 3 人（2%）であった。

反対者に限ると「残り 51 億円補助金支払い」及び「1 億 7 千万円！加計歩道橋」はそれぞれ 90%、95%の反対であった。

補助金支出は無論であるが加計歩道橋建設はさらに増して反対が圧倒的多数であり、市民意識から乖離した誤った政策であり、不当であることを示している。

オ 歩道橋設置理由を記録した県警文書が示す違法

2018 年 4 月 9 日実施の今治署交通課（「交通課」）と今治市側 3 人（D 企画財政部長、E 次長企画課長、F 主幹/国家戦略特区推進室長）（「市側」）の「協議関係記録（以下、「4・9 協議録」）」がある。

（ア） 4・9 協議録は職権乱用証拠文書

- ① 歩道橋建設の主要因は加計獣医学部の「授業カリキュラム」であると述べている。授業カリキュラムは獣医学部の問題であって獣医学部が考えることであり、今治市が 1 億 6,900 万円を出す根拠にはならない。
- ② 歩道橋建設決定の時期は「昨年 3 月頃、…横断歩道の設置は難しい…、歩道橋を付けようかという話にな」ったと述べている。「昨年 3 月頃」は「難しいとの回答」があった「頃」なのか、「歩道橋を付けようかという話に」なった「頃」

であるのか判然としない。文章は一続きになっていることから、本書では難しいとの回答があり、ならば「歩道橋を付けようかという話に」なった「頃」すなわち歩道橋を付けることが決まった頃と解釈することとする。

「昨年3月頃」は土地の無償譲渡及び64億円の補助金支出の市議会(2017年3月議会)が開かれている頃に歩道橋設置を決めておきながら上述アの「学園へ追加の補助…では全く」ないと市の市長発言が虚偽であることを裏付ける文書である。

公務員の地位を利用して加計学園に便宜を図る職権乱用の証拠文書である。

交通課と本協議が行われた4月9日は加計獣医学部開学の1週間後であり、翌10日には歩道橋設計業務委託の入札、5月21日には歩道橋設計業務前払い金492万円を株式会社Gに支出と手際よく進められた。

歩道橋設計業務委託(土地調査を含む)は加計獣医学部校地も公費で行う出鱈目であった。

カ A株式会社「一社の随意契約単独見積理由」の奇怪

2018年12月6日に加計歩道橋工事の入札を行ったがA株式会社「1者のみの応札であったため、入札不調につき中止」になった。道路課は12月10日に道路課随意契約単独見積について(伺い)、12月17日に市長からA株式会社に対して見積通知書を出し、12月25日に契約課は工事費内訳書確認報告書を市長に提出する等の手続きをした。

12月10日の「道路課随意契約単独見積について(伺い)」は随意契約によることができる場合として、地方自治法施行令第167条の2第1項五、八号を掲げた。

随意契約をする場合に1人の者から見積書を提出させることができる場合として今治市契約規則第47条第1項(1)(4)号を掲げた。

今治市契約規則第47条第2項規定を適用してA株式会社から1人の者から見積書を提出させる理由を記した。

ここに記された「随契単独理由」は複数の業者に聞き取りを行ったとの記述だが、いくつのどのような業者に行ったのか不明である。「随契単独理由」を検証する。

- ① 「鋼構造物には対応できない」、はどこに声をかけての話であるのか。国内造船首位のH株式会社がある我が市で探せないことなど到底信じられないことである。
- ② 「平成31年内の供用開始」についての説明は議会で表明されておらずその

必然性は認められない。

- ③ 「橋梁下部に対応できない」との記述であるが、2012年9月に喜田村新谷線道路改良工事(特定・土木その1)をI株式会社と48,216,000円で請負契約をして橋梁下部工事を施工している。ちなみに上部工事は今回と同じA株式会社が同年6月に37,905,000円の請負契約書を交わしている。どこを探して「橋梁下部に対応できない」と延べているかを明らかにしなければならない。
- ④ 「市民生活に重大な支障を及ぼす」は何を根拠にしているのか不明であり、「重大な支障」に至っては全くもって皆目理解できないものである。Jが行った調査では一般市民の歩道橋利用者は皆無に近いものであった。「随契単独理由」6項目の根拠を示す文書の開示請求を行ったところ非開示決定であった。理由は「該当文書なし」であった。

以上①～④で述べた事実は「随契単独理由」が合理的ではなく「談合」の疑念を抱かせるものであり当該理由は不当である。

キ 道路法95条の2が規定する「公安委員会の意見」がない違法

道路法第95条の2に横断歩道橋を設置する今治市は愛媛県公安委員会の意見を聴かなければならない、との規定がある。

愛媛県警察に『公安委員の意見文書』の開示請求を行い、部分開示があった。

当該決定通知は部分開示であるが開示文書中に『公安委員の意見文書』はなかったから担当課である交通規制課に問い合わせたところ担当職員から「該当文書」がないから「歩道橋」の記述があったものを部分開示したとの説明(2020.06.03)であった。思いがけぬところから加計歩道橋関連文書が入手できたのである。

今治市に対して「横断歩道橋に係る道路法第95条の2規定の『公安委員の意見文書』に関する文書確認の公文書開示請求をしたところ「該当文書なし」であった。

今治市は道路法第95条の2規定の「愛媛県公安委員会の意見」を聴かないまま、歩道橋を建設する違法を犯し、加計歩道橋を建設した。

ク 歩道橋設計業務委託が示す今治市と加計学園のズブズブの違法関係

(ア) 加計歩道橋 = 「高地延喜線外横断歩道橋」設計業務委託

「高地延喜線外横断歩道橋設計業務委託契約(以下、「歩道橋設計業務委託」)」文書の土質試験・ボーリング「箇所図」

歩道橋脚一脚が加計獣医学部敷地にある。この歩道橋事業は市民の歩道橋であるとの市長説明であった。

加計学園に対する補助事業ではないのであるから民間の土地の土質試験・ボーリングに市民の税金を使うことがあってはならず、使用(許可)契約書もなく公費を使うことは許されない。かくもズブズブの関係を露呈したものである。

(イ) 文書を交わさず私有地(加計校地)土質調査に市財政を支出する違法

「私有地使用承認申請書」があった。上部に「契割り印」が2個あるが下部の理事長印がないものであった。

(ウ) 理事長承認印がない「私有地使用承認書」の開示が示す、今治市とは

2019年12月11日に承認印がないことを指摘した。同日付けで「私有地使用承認申請書」がメール添付で送られてきた。

このメール添付の「私有地使用承認申請書」の「契割り印」が(理事長承認印がない「私有地使用承認書」の)「契割り印」の右側に相当しているとすればこれは台帳であることになる。

申請書部分には「都道 No. 第460号」の丸スタンプと市長の公印が押しであり、承認書部分に手書で「平成30年12月14日」、加計学園理事長の公印と思われる部分が四角い黒塗りである。角印の可能性が高い。

加計獣医学部認可決定前に加計学園が今治市にボーリング調査及び試掘調査申出書に丸印と角印が押されていることについて、加計学園に確認したところ、丸印が対外的な公印であり、角印は学園内文書の公印であるとのことであった。加計学園の公印使い分け基準から見ると「私有地使用承認申請書」の学校法人加計学園理事長公印が示す“今治市”の位置付けはどうなのだろうか。

学校法人加計学園にとって今治市はリスペクト対象であり、けじめをつけるべき対外的法人との認識がないことを示している。安倍晋三氏が首相を辞した現在においても同様の対応であるのか監視が必要である。地方自治体今治市の根本姿勢が問われる問題である。

(エ) 吉川獣医学部長が有事即応要員として今治市幹部を委嘱

少し歩道橋から話がそれるが加計学園獣医学部の今治市認識を示す典型的事例である。

今治市が侮りを受けている一つは加計晃太郎理事長がウソをついたと言いながら今治市から土地と補助金を得て獣医学部を開学して平然と運営していることであるが、本事例も加計獣医学部の本質を示すものである。

“岡山理科大学今治キャンパスに関する基本協定書”に基づき“岡山理科

大学獣医学部の研究施設における微生物等の取扱いに関する協定書”を締結しその第3条で“岡山理科大学獣医学部研究施設連絡協議会(以下、「連絡協議会」)”を設置し、連絡協議会規約第2条で今治市幹部である部長らが吉川岡山理科大学獣医学部長の1段下に位置して委嘱される関係を示す。

連絡協議会規約第6条で「協議内容の概要を公開する」としてはあるが「概要を公開」とは名ばかりで4、5項目の「協議事項」が羅列してあるだけで要点などの記載はない。

連絡協議会はスライドを用いて実施しているとのことである。連絡協議会の内容を示す資料は今治市委員(部長ら)には渡されず、今治市に存在せず、内容は不明である。

部長らの連絡協議会出席は税金を使う公務である。市民の命と安全に直結するBSL3施設のバイオハザードを想定しての連絡協議会であるから記録は残さなければならないことは市の幹部としての義務である。

今治市の部長ら5人は明日事故があった場合対処できるであろうか。責任は取れるか。例え、獣医学部が今治市に資料を渡さない方針であるとしても部長らは加計獣医学部の隠蔽思惑と市民の安全を比較衡量すれば資料を要求し保存し市長に報告(復命書作成)すべきである。

「市民の命と安全に直結するBSL3施設のバイオハザード」の対応問題である。企画課長(岡山理大獣医学部関係業務の統括)も含めて部長ら4人は連絡協議会の内容を課長会議・市職員に示し、市民の安全を討議し、市民に開示し、批判に晒してより確実に市民の安全を確保すべき責務があることは自明である。

ケ 政府の「加計ありき」は地方財政法2条違反

安倍晋三前首相は、「腹心の友」である加計晃太郎加計学園理事長との私的関係を公である首相官邸及び内閣府(政府=国)を私的流用(=私物化)し、今治市及び愛媛県に土地と金を出させて獣医学部を開学させたのが加計問題である。

地方財政法第2条第2項は「国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。」と規定している。

藤原豊地方創生推進室次長から「総務省の決算分析の資料において今治市の財政状況を指摘され、新設大学への財政支援による今後の財政悪化や、人口減少により学生が本当に集まるのか危惧されていた」(2016年2月9日、今

治市議会行政視察報告)、事実がある。

そうであるにもかかわらず、国は、今治市を国家戦略特区区域に指定し、財政力指数 0.55、公債費負担比率 20.9% (2019 年度今治市各会計決算審査意見書)の危機的状態の財政困難な今治市に対して、市財政から補助金 62 億円を支出させたことは「地方公共団体に負担を転嫁するような施策」であり、地方財政法第 2 条第 2 項に反し違法である。

コ 今治市の「加計ありき」は地方財政法 4 条違反

今治市はこれらの不公正、不透明な手続きが行われた「加計ありき」の実態を知らずながら加計学園獣医学部開学に土地の無償譲渡及び 62 億円の補助金を支出した。市議会には土地と補助金だけと言いつつ、「加計学園歩道橋」建設費全額を市の財政から支出した。

今治市の財政力指数は 2014 年度から 0.58, 0.57, 0.57, 0.55, 0.55、と微減して昨年 2019 年度は 0.54 まで落ち込んだ。公債費負担比率は 2016 年度から (2014 年度 19.3%、19.6%、21.0%、21.2%、21.0%、20.9%) 昨年 2019 年度まで危険ラインの 20% を超え続けている。

この今治市の落ち込んだ財政状況下において加計学園歩道橋に対して市が全額支出などの法外な支出は許されないことは明らかである。財政のみならず、吉川加計学園獣医学部長から岡山理科大学獣医学部研究施設連絡協議会の委員に市の部長ら 5 人が“委嘱”される侮蔑的な状態にある。これらは 2015 年 4 月 2 日の首相官邸訪問等加計獣医学部誘致に盲進・奔走した、「岡山理大獣医学部関係業務の統括」であった当時の E 企画課長の加計服従思想が引き起こしたものであろうと推認できる。

土地、金、人を差出す加計学園に対する今治市の度を越した優遇は、市民生活への助成金減額(長寿祝い金の 100 歳 5 万円、88 歳 3 万円を廃止など)及び水道・下水道料金の値上げ(2014 年 4 月から 2020 年 7 月までの値上げ率は約 13.94%)などの犠牲を強いた上に成り立つ政策である。

地方自治法第一条の 2 は「住民の福祉の増進を図ることを基本」としていて、今治市は市の存立目的に専念することを定めている。この法の理念が示すのは、今治市民の幸せの充実政策が優先されなければならないことである。

(ア) 加計獣医学部に対する今治市の支援は地方自治法理念に反する

加計学園は獣医学部の文科省申請時に「国内外の感染症防御や食の安全性を担う」人材養成を掲げていたのであるが新型コロナウイルスに対しては全く静観であった。市民に開かれたキャンパスであることを強調していたので

あるが、獣医学部開学過程が不公正・不透明との意見を持つ市民に対して「反対しているから」との理由で図書館利用を拒む思想差別を行っている。

公器である市広報がコロナをテーマにした「市民公開講座」案内を掲載した。案内は「定員になり次第終了」となっていたことから請求人らは9月10日を待って加計獣医学部に申し込んだところ10月20日付で「参加対象とならなかった」との通知があった。通知3日後の同月23日付の「出張(生徒引率)伺」で参加した公立高校生ら22名を含めて当日の参加者は120人程であった。この事実は加計獣医学部による参加希望市民に対する恣意的選別が疑われる。そうであるとすれば「公開」を騙る「市民公開講座」の実態を示して公器掲載対象の教育機関に値しない。

加計獣医学部前の交通量等の計測者に対して獣医学部職員が境界を示すことなく加計獣医学部の敷地であるから出るようになどの横暴的振舞いがあった。これらを勘案すると加計獣医学部に対する財政支援は、なかならず住民の利用がほぼ皆無の歩道橋建設は地方自治法第1条の2の「住民の福祉の増進」に反し、優先すべき理由は全くない。

憲法92条を法根拠とする地方自治法が定める今治市の基本的役割は「住民の福祉の増進」である。「住民の福祉の増進を図ること」を存立目的とする地方自治体の財政を規定するのが地方財政法である。

地方財政法第4条は「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

歩道橋建設費用全額を今治市が支出するにあたっては「必要且つ最少の限度」には市民が納得できる理由説明が必要である。これらは存在せず下に示す①～⑤の違法、不当がある。

- ① 市長は答弁(2020年6月8日)で「歩道橋…は、地元からの要望を受け」と発言したが要望を受けた文書は不存在である。
- ② 今治署交通課から「なぜ歩道橋を建設することとなったのか。」と問われD財政部長らは「授業カリキュラムが主な要因である。」と答えている(4・9協議録)。授業カリキュラムは純粋な加計学園の問題であり、加計学園が解決すべき問題であって、今治市財政支出の根拠には全くなり得ないことを示している。
- ③ 市長の「学園へ追加の補助…では全く」ない(2018年3月9日)との議会答弁は虚偽発言である。上記②が示す事実は加計学園の「授業カリキュラム」に起因する事柄であり、加計学園が申し入れてきてさえない(文書

が存在しない)にも拘わらず忖度志向全開発言である。議会の虚偽答弁は市民に対する背任行為である。このことは「必要且つ最少の限度(地方財政法第4条)」以前の大事件であり不当である。

- ④ 歩道橋建設に対する随意契約の「単独理由」の聞き取り書は存在せず不透明な決まり方及び設計変更による増額がある杜撰設計は「合理的な基準(地方財政法第3条第1項)」を満たさない違法がある。
- ⑤ 今治市の加計学園優遇政策は水道料金値上げ、長寿祝い金取りやめ、島しょ部住民の市本庁往復通行料数千円等の市民負担増を強いる差別政策によって成り立っている。加計学園優遇政策は地方自治法が定める今治市の役割である市民の「福祉の増進を図ること」に反する。すなわち、市民負担強要の表裏である加計学園優遇政策は「地方公共団体の経費は、その目的(地方財政法第4条)」である市民の「福祉の増進を図ること(地方自治法第1条の2)」に財政を支出することが基本でなければならない、に反する違法がある。

圧倒的多数が反対(シールアンケート)を示した歩道橋建設費支出は、主権者の「福祉の増進を図ること」に反する「地方公共団体の経費」であり、支出すること自体が許されざるものであるから、その支出は「最小の限度をこえ」る以前の問題であり、著しく財政支出均衡を欠くものであり、「これを支出してはならない」予算の執行であり、地方財政法第4条をないがしろに蹂躪する挑戦的な違法がある。

2 求める措置

1億6900万円と言われる歩道橋建設決定の経緯を詳らかにし、全部開示して、法規に照らして、学園への支援が適正であるかを検証し、違法・不法・不適正に係る建設費用を按分して加計学園に負担を求め、市長及びそれぞれの決定過程における市職員の責任度合いに応じて賠償をもとめ、違法歩道橋建設によって被った今治市財政の損害を回復するに必要な措置を行うよう勧告すること。

歩道橋建設に伴い生ずる維持管理費及び照明灯12基1,700万円についても同様の措置を行うよう勧告すること。

3 事実を証する書面

- (1) 横断歩道橋渡り初め式
- (2) 高地延喜線外1線道路改良工事支出命令書

- (3) 高地延喜線横断歩道橋開通式設営業務支出命令書
- (4) 歩行者空間の整備事例
- (5) 地元要望書の非開示決定通知書
- (6) 県警歩道橋協議記録
- (7) 高地延喜線外横断歩道橋設計業務委託入札通知書 2018. 04. 10 及び支出命令書
- (8) 入札の中止について 2018. 12. 06
- (9) 随意契約単独見積について伺い 2018. 12. 10
- (10) 見積提出通知書 2018. 12. 17
- (11) 工事費内訳書確認報告書 2018. 12. 25
- (12) 喜田村新谷線道路改良工事契約書
(横断歩道 下部 契約書 2012. 09. 27、上部 契約書 2012. 06. 11)
- (13) 加計前通行量集計表 2020. 06～07
- (14) 随意契約理由根拠非開示決定通知書
- (15) 道路法 95 条の 2 に関する「今治市の非開示決定通知書」及び「県警の開示・部分開示決定通知書」
- (16) 業務委託契約書ーボーリング箇所図
- (17) 私有地使用承認申請書 2018. 11. 16 及び私有地使用承認書 2019. 12. 11
- (18) 市長あて土地調査 (2016. 10. 31 丸印及び 2016. 11. 28 角印)
- (19) 岡山理科大学獣医学部の研究施設における微生物等の取扱いに関する協定書締結 伺
- (20) 岡山理科大学獣医学部研究施設連絡協議会関係資料
(規約 2019. 05. 22、委員推薦伺、議事次第 (第 1 回、第 2 回)、開催案内)
- (21) 国家戦略特区特別委員会記録 別冊分科会資料 企画課
- (22) 加計問題、晴れぬ疑惑「おしりをきっていた」朝日新聞デジタル
- (23) 視察 藤原審議官 2016. 02. 09
- (24) 第 20 回市民公開講座参加申込書 2020. 09. 13、県教委開示文書 2020. 10. 23
- (25) 支出負担行為 (業務委託変更契約締結 伺 2018. 10. 15)
- (26) 道路課 自治会要望書 2019. 09. 27
- (27) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求める資料一式

4 個別外部監査契約に基づく監査の請求

地方自治法第 252 条の 43 第 1 項の規定により、当該請求に係る監査について、

監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

第3 請求の受理

本件請求は、令和2年12月23日に提起され、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する所定の要件を具備していると認め、令和2年12月28日付けで受理した。

第4 個別外部監査契約に基づく監査

請求人らは、本請求について個別外部監査契約に基づく監査を求めている。しかし市では、法第252条の43第1項の規定による住民監査請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることができる条例を定めていないことから、監査委員による監査を実施するものとした。

第5 監査の実施

1 監査の期間

令和2年12月28日から令和3年2月19日まで

2 監査の対象部署

都市建設部道路課、企画財政部企画課、総務部契約課、出納室

3 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第7項の規定により、令和3年1月22日に請求人らに陳述の機会を与え、証拠の追加提出があった。

4 請求の内容

請求書及び請求人らの陳述等に基づき、請求の内容を次のように解した。

- (1) 今治市議会（以下「市議会」という。）に対する「地元からの要望」、「学校法人加計学園（以下「学園」という。）へ追加の補助」ではないという今治市（以下「市」という。）の答弁は合理性がない。
- (2) 私有地に接続する歩道橋の設置費用は、原則民間事業者の負担であるとされるため、全額市財政で建設することは「歩道橋費用負担原則」に反し不当である。
- (3) 令和2年6月8日の市議会に対する市長答弁の「地元からの要望を受けた」

文書の開示請求について令和2年6月22日付で「該当文書なし」の非開示決定であった。根拠文書が存在しない虚偽答弁であれば歩道橋建設の理由は正当性を失うことになる。

(4) 平成30年7月、学園への歩道橋建設について、シールアンケートを行った結果、反対が圧倒的多数で市民意識から乖離した誤った政策であり、不当である。

(5) 平成30年4月9日実施の今治警察署交通課と市側3人の「協議関係記録」は公務員の地位を利用して学園に便宜を図る職権乱用の証拠文書である。

また、同「協議関係記録」において、歩道橋を建設することになったのは授業カリキュラムが主な要因とあるが、授業カリキュラムは獣医学部の問題であり、獣医学部が考えることであって、今治市が1億6,900万円を出す根拠にはならない。

(6) 平成30年12月6日に加計歩道橋工事の入札を行ったが、A株式会社「1者のみの応札であったため、入札不調につき中止」になった。道路課は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第5号、第8号及び今治市契約規則第47条の規定を適用して随意契約をするためA株式会社から見積書を提出させたが、「随意契約単独見積の理由」が合理的ではなく「談合」の疑念を抱かせるものであり当該理由は不当である。

(7) 道路法第95条の2の規定により横断歩道橋を設置する市は愛媛県公安委員会の意見を聴かなければならないが、愛媛県警察及び市に対して『公安委員の意見文書』に関する公文書開示請求をしたところ、該当する文書はなく、市は道路法第95条の2規定の「愛媛県公安委員会の意見」を聴かないまま歩道橋を建設し違法である。

(8) 平成30年8月31日申請（9月13日決定）で開示された「特定道委第6号 高地延喜線外横断歩道橋設計業務委託契約（以下「横断歩道橋設計業務委託」という。）」文書の土質試験・ボーリングについて、調査対象の歩道橋脚の一脚が加計獣医学部敷地にある。民間の土地の土質試験・ボーリングに市民の税金を使うことがあってはならず、使用（許可）契約書もなく公費を使うことは許されない。

(9) 地方財政法第4条は「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定している。歩道橋建設費用全額を市が支出するにあたっては「必要且つ最少の限度」には市民が納得できる理由説明が必要であるが、これらは存在せず違法、不当がある。

(10) よって、歩道橋建設決定の経緯を詳らかにし、全部開示して、法規に照らし

て、学園への支援が適正であるかを検証し、違法・不法・不適正に係る建設費用を按分して学園に負担を求め、市長及びそれぞれの決定過程における市職員の責任度合いに応じて賠償をもとめ、違法な歩道橋建設によって被った市の財政への損害を回復する必要な措置を行うよう勧告を求める。また、歩道橋建設に伴い生ずる維持管理費及び照明灯 12 基についても同様の措置を行うよう勧告を求める。

5 監査対象事項

- (1) 歩道橋（特定道改第 6 号 高地延喜線外 1 線道路改良工事（以下「横断歩道橋整備工事」という。））の建設費、歩道橋建設に伴い生ずる維持管理費及び照明灯 12 基（企企第 1 号 高地延喜線道路照明灯設置工事（以下「照明灯設置工事」という。））の設置費、また「高地延喜線横断歩道橋開通式設営業務（以下「横断歩道橋開通式設営業務」という。）」の支出は、監査請求の要件を満たす適法な請求であるか否か。
- (2) 上記（1）の各財務会計行為は違法または不当な財務会計行為か否か。また、歩道橋の建設費等、既に支出された費用について市長等に賠償を求め市が被った損害を回復する必要な措置を求めることは適当か。

6 関係職員等事情聴取

法第 199 条第 8 項の規定により、令和 3 年 1 月 27 日に関係職員から事情を聴取した。なお、同年 1 月 12 日、14 日及び 15 日に証拠の提出を受け、同年 1 月 20 日に弁明書の提出を受けた。

第 6 監査の結果

1 主文

歩道橋整備工事の建設費等に対する支出に関して必要な措置を求めている本件監査請求について、次のとおり決定する。

- (1) 横断歩道橋整備工事、照明灯設置工事及び横断歩道橋開通式設営業務の内、横断歩道橋整備工事の完成払金（令和元年 12 月 27 日支払）以外の財務会計行為については請求期間を経過したものとして、また、歩道橋の維持管理費については請求の要件を満たしていないものとして、監査請求を却下する。
- (2) 横断歩道橋整備工事の完成払金については、法令等に基づいて適正に行われたものであり、違法若しくは不当なものではなく、市長等の責任度合いに応じ

て賠償を求める請求については、理由がないものとして棄却する。

2 理由

(1) 認定事実

本件請求に関し、次に掲げる事実を認定した。

ア 平成 29 年 3 月 21 日並びに同月 26 日に開催した「岡山理科大学獣医学部今治キャンパス新築工事及び周辺工事」に係る地元説明会において、地域住民より信号機や道路照明など安全対策の中の一つとして歩道橋の設置の要望があった。地元要望書は存在しないが、住民説明会協議録に残されている。

イ 横断歩道橋整備工事及び照明灯設置工事を含む一般会計予算については、平成 30 年 3 月開催の平成 30 年第 2 回定例市議会の予算特別委員会において原案可決となり、同月 26 日の本会議においても賛成多数により可決された。

ウ 横断歩道橋設計業務委託を平成 30 年 4 月 20 日に株式会社 G と 16,416,000 円で契約し、設計業務委託に係る一部前払金として平成 30 年 5 月 21 日に 4,920,000 円を支出、同年 10 月 15 日に 1,156,000 円の増額変更契約を行い、業務完成後の同年 11 月 20 日に残りの 12,652,000 円、合計 17,572,000 円を支出した。

エ 12 基の照明灯設置工事を平成 30 年 4 月 26 日に株式会社 K と 13,824,000 円で契約し、設置工事に係る一部前払金として同年 5 月 21 日に 5,520,000 円を支出、同年 8 月 9 日に 510,000 円の増額変更契約を行い、工事完成後の同年 10 月 31 日に残りの代金 8,814,000 円、合計 14,334,000 円を支出した。

オ 平成 30 年 12 月 6 日に事後審査型一般競争入札により執行予定の横断歩道橋整備工事が 1 社のみの応札で入札不調により中止となった。

カ 横断歩道橋整備工事を随意契約する理由として「複数の業者に聞き取りを行ったところ、手持ち工事等の関係で配置可能な技術者がいないことや、PC 橋の施工実績しかなく鋼構造物には対応できない、橋梁下部に対応できないなどの理由で応札できないなどの結果が出ており、再度公告を行った場合でも応札できる業者がいないことが想定される。また、再度、一般競争入札を行った場合、入札事務等に時間を要するため、早期の工事着手が困難となり、平成 31 年内の供用開始が見込めず、市民生活に重大な支障を及ぼす恐れがある。」とする起案文書が平成 30 年 12 月 11 日付で決裁された。

キ 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号、第 8 号及び今治市契約規則第 47 条の規定により応札のあった A 株式会社と平成 30 年 12 月 21 日に随意契約単独

見積を行い工事費内訳書審査の後、同年12月27日に119,556,000円で契約締結した。

ク 横断歩道橋整備工事の契約後、建設に係る一部前払金として平成31年2月12日に47,820,000円を支出、令和元年11月19日に1,461,000円の減額の変更契約を行い、工事完成後の同年12月27日に残りの代金70,275,000円、合計118,095,000円を支出した。

ケ 令和元年11月23日『横断歩道橋』渡り初め式を行い横断歩道橋が開通した。

コ 令和元年12月20日に横断歩道橋開通式設営業務の委託料として株式会社Bに対して265,100円を支出した。

サ 市長答弁の「地元からの要望を受けた」とする根拠文書の開示請求に対して、「該当文書なし」の非開示決定（令和2年6月22日）であった。

シ 道路法第95条の2の規定による『公安委員の意見照会』について、市に対して開示請求をしたところ、「該当文書なし」の非開示決定（令和2年6月29日）であった。

ス 横断歩道橋整備工事に関連する開示請求を複数回行い、令和2年6月29日までに開示、部分開示、非開示等の決定通知があった。

セ 本件住民監査請求において、歩道橋建設に伴い生ずる維持管理費について、対象となる具体的な主張及び資料はなかった。

(2) 監査委員の判断

ア 横断歩道橋整備工事の建設費、歩道橋建設に伴い生ずる維持管理費、12基の照明灯の設置費及び横断歩道橋開通式設営業務の代金の支出は違法又は不当な財務会計行為か。また、1年間の請求期間の制限の適用を受ける場合、住民監査請求ができなかった正当な理由があるか否か。

(ア) 住民監査請求について、法第242条第2項は「当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」としている。そして、この1年の請求期間について、地方自治法上、公金の支出は、具体的には、支出負担行為（支出の原因となるべき契約その他の行為）及び支出命令がされた上で、支出（狭義の支出）がされることによって行われることとされている（法232条の3、232条の4第1項）。そして、これらは、公金を支出するために行われる一連の行為ではあるが、互いに独立した財務会計上の行為であって、同法242条第2項本文の所定の監

査請求期間は、それぞれの行為があった日から各別に計算すべきものである（最高裁平成14年7月16日第三小法廷判決）とされている。

- (イ) これを、本件監査請求に当てはめれば、前記(1)認定事実のウ、エ、キ、ク及びコの内、クの工事完成払金（令和元年12月27日支払）以外の財務会計行為は、本件住民監査請求の提出された令和2年12月23日より1年以上前の行為である。また、同項ただし書についても、12基の照明灯設置工事については、平成30年4月26日の着工から9月21日の竣工までの約5か月に渡り施工され、同年10月30日に代金の支払いも完了している。横断歩道橋整備工事は、同年12月27日の着工から令和元年11月29日の竣工まで約11か月間にわたり道路工事として施工されている。また、横断歩道橋開通式設営業務代金についても同年12月20日に支払われている。請求人らが行った学園への歩道橋建設についてのシールアンケートは平成30年7月に行われている。さらには、今回の住民監査請求は、請求人が令和2年5月1日に横断歩道橋整備工事に関連する開示請求をし、開示、部分開示等の決定通知書を受けた同年6月29日から約6か月経過後にされたものである。「当該行為を知ることができた」と解される時から相当な期間」について、最高裁は「監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知ることができたというべきで（中略）、そのころから約4か月弱の期間が経過した（中略）本件監査請求は、前記の相当な期間内にされたものということとはできない。」（最高裁平成17年12月15日第一小法廷判決）としている。前記財務会計行為は、それぞれ相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたといえるため、同項ただし書所定の正当な理由はない。
- (ウ) 歩道橋建設に伴い生ずる維持管理費について、対象となる維持管理費とは何かということを請求人は、具体的に主張もしておらず、また、資料の提出もなく、請求の要件を満たしていない。
- (エ) 以上のとおりであり、横断歩道橋整備工事の建設費（令和元年12月27日の工事完成払金の支払い行為を除く。）、照明灯設置工事費及び横断歩道橋開通式設営業務の支出については、請求期間を経過したものとして、歩道橋維持管理費については請求の要件を満たしていないものとして不適法な監査請求であるので、主文のとおり決定する。

イ 上記アの各財務会計行為は違法または不当な財務会計行為か否か。また、歩道橋の建設費等、既に支出された費用について市長等に賠償を求め市が被った損害を回復する必要な措置を求めることは適当か。次に令和元年 12 月 27 日の工事完成払金の支払いについて判断する。

(ア) 法第 170 条第 2 項第 1 号に会計管理者の会計事務として「現金の出納及び保管を行うこと。」とある。また、同法第 232 条の 4 第 2 項において、「会計管理者は前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。」とされている。

会計管理者の責任について、最高裁は「普通地方公共団体が締結した支出負担行為たる契約が違法に締結されたものであるとしても、それが私法上無効ではない場合には、当該普通地方公共団体が当該契約の取消権又は解除権を有しているときや、当該契約が著しく合理性を欠きそのためその締結に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存し、かつ、当該普通地方公共団体が当該契約の相手方に事実上の働きかけを真しに行えば相手方において当該契約の解消に応ずる蓋然性が大きかったというような、客観的にみて当該普通地方公共団体が当該契約を解消することができる特殊な事情があるときでない限り、当該契約に基づく債務の履行として支出命令を行う権限を有する職員は、当該契約の是正を行う職務上の権限を有していても、違法な契約に基づいて支出命令を行ってはならないという財務会計法規上の義務を負うものとはいえず、当該職員が上記債務の履行として行う支出命令がこのような財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなることはない」と解するのが相当である（最高裁平成 20 年 1 月 18 日第二小法廷判決、最高裁平成 21 年 12 月 17 日第一小法廷判決、最高裁平成 25 年 3 月 21 日第一小法廷判決）と判示している。

(イ) 本件をこれに当てはめてみると、以下で述べるとおりであり会計管理者に財務会計法規上の義務違反はない。

歩道橋工事の入札不調の後、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号、第 8 号及び今治市契約規則第 47 条の規定を適用して提出させた見積書の根拠となる「随意契約単独見積の理由」に基づく随意契約は不当な行為か。

a 随意契約締結の違法性について、「地方自治法 234 条 1 項は「売買、

貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とし、同条2項は「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」としているが、これは、法が、普通地方公共団体の締結する契約については、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るという観点から、一般競争入札の方法によるべきことを原則とし、それ以外の方法を例外的なものとして位置づけているものと解することができる。そして、そのような例外的な方法の一つである随意契約によるときは、手続が簡略で経費の負担が少なく済み、しかも、契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定できるという長所がある反面、契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実に左右されるなど公正を妨げる事態を生じるおそれがあるという短所も指摘され得ることから、地方自治法施行令 167 条の2第1項は前記法の趣旨を受けて同項に掲げる一定の場合に限定して随意契約の方法による契約の締結を許容することとしたものと解することができる。

(中略)契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべき」(最高裁昭和62年3月20日第二小法廷判決)であるとしている。

- b 施行令第167条の2第1項5号は「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」、第8号は「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」に随意契約ができると規定しているが、本市においてはより客観性を高めるため、1者入札を認めておらず、当該対象案件も、入札公告で1者入札の場合については入札を不調として開札を行わないこととしていた。また、単独随意契約を行うために、契約規則第47条第1項第4号の「特別な理由」として、①鋼構造物には対応できない、②橋梁下部に対応できない、③平成31年内の供用開始が見込めず、④市民生活に重大な支障を及ぼす恐れがある、という主として4つの理由をあげている。

これらの点については、当該入札は事後審査型の一般競争入札であり、

入札公告における入札参加資格として、市内、県内外を問わず建設業許可業種として鋼構造物工事業の許可があることや過去の同種工事の施工実績等を要件としていた。これらの入札の条件に対して、当市に入札参加資格審査申請を行っている業者で応札したのが1者であったということである。また、当該工事の入札が行われた平成30年は、激甚災害に指定された「平成30年7月豪雨」をはじめ、全国的に大規模な災害が多発した年であった。国は全国の建設業団体に対して「平成30年7月豪雨に係る災害応急対策への協力について」として可能な限り被災地域の応急対策に取り組むよう要請していたため、再度入札等を行った場合でも、応札できる業者がいない可能性が高いことが想定された。次に、歩道橋設置個所の周辺地域の開発により人口の増加や自動車等の交通量の増加が見込まれ、横断する歩行者のみならず通行する自動車等にも重大な交通事故が発生することが予想された。本来交通事故はゼロでないといけない。交通事故を無くするために、警察をはじめ県、市などの地方公共団体や関係機関などと連携しながら安全対策を講じていく必要があるのは当然のことである。一度事故が発生すると、当事者のみならず多方面に影響を及ぼすことになる。そのため、市民の安全を最優先に考えた道路交通の安全対策の1日でも早い実現のために、早期着工、早期完成を目指し、入札当初より平成31年11月29日（平成31年内）に工期設定されていたものである。

- c 当該横断歩道橋整備工事は、(1) 認定事実のウにおける横断歩道橋設計業務委託による設計を基に市で算出した金額を予定価格として設定し、入札公告にも記載されている。当該事後審査型一般競争入札は(1) 認定事実のオのとおり中止となり、その後随意契約を行った。見積金額は予定価格を下回っていた。
- d 以上のことから本件随意契約は、契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して、その合理的な裁量に基づいて判断されたものであり、本件歩道橋工事請負契約は、施行令及び今治市契約規則に則り適法に処理されており、契約金額についても見積金額が予定価格を下回っていたため採用されたものであり不当な点はみられない。したがって、本件歩道橋工事請負契約（随意契約）は違法に締結されたものとは認められない。そのため、当然に契約が無効であるとか、又は契約の取消権若しくは解除権を有していること、若しくは当該契約が著しく合理性を欠

きそのためその締結に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存し、かつ、当該普通地方公共団体が当該契約の相手方に事実上の働きかけを真摯に行えば相手方において当該契約の解消に応ずる蓋然性が大きかったというような、客観的にみて当該普通地方公共団体が当該契約を解消することができる特殊な事情があるとは言えず財務会計法規上の義務違反にはならない。

- (ウ) 以上のことから、令和元年12月27日の工事完成払金の支払いを行った会計管理者の行為に財務会計法規上の義務違反は見受けられず、会計管理者が行った財務会計行為は、違法または不当な財務会計行為ということはない。そのため、横断歩道橋整備工事の建設費等、既に支出された費用について市長等に賠償を求め、市が被った損害を回復する必要な措置を求めている本件請求には理由がないと認め、主文のとおり決定する。

ウ なお、本件請求に係る主張について、次のとおり付言する。

- (ア) 市議会に対する「学園へ追加の補助」ではないという市の答弁は合理性がないとの主張について

本件歩道橋は、市が道路の形状やその利用者の行動などを勘案したうえで必要と判断した交通安全対策施設である。これまで市民の安全・安心を確保する観点から、横断歩道あるいは信号機の設置についても関係機関と協議し、調整を図ってきたものの、実現が困難であったため、市の責務として歩道橋の設置を決定したものである。大学が完成年次を迎える令和5年度には1,200名を超える学生及び教職員を迎えることとなる。その他にも大学祭では親子連れ等1万人を超える参加があり、また、市民公開講座の開催をはじめ、学生食堂や図書館が市民に広く開放されていることなど、市内でも屈指の利用が見込まれることが予想される。このような状況を勘案し市が設置したものであり、学園への補助となるものではない。

- (イ) 私有地に接続する歩道橋の設置費用は、原則民間事業者の負担であるとされるため、全額市財政で建設することは請求人の主張する「歩道橋費用負担原則」に反し不当な行為かについて

そもそも、「歩道橋費用負担原則」というものはない。今回の歩道橋は、学校関係者はもとより、市民公開講座、学生食堂や図書館等を利用する一般市民の横断などが想定され、請求人より提出のあった「4・9

協議録」にもあるように、自転車や車いすも十分に離合できる程度の幅を確保するようにしバリアフリー対策も図っている。道路の形状やその利用者の行動などを勘案したうえで必要と判断された道路の安全な交通の確保という交通安全対策の目的で、道路管理者である市が事業主体となって設置を決めた歩道橋の費用を市が負担することは何ら不当な行為ではない。

- (ウ) 市議会に対する市長答弁の「地元からの要望を受けた」とする根拠文書が存在しない虚偽答弁であれば歩道橋建設の理由は正当性を失うことになるとの主張について

地元からの要望については、平成 29 年 3 月 21 日並びに同月 26 日に隣接する地域の住民を対象に、集会所で開催した「岡山理科大学獣医学部今治キャンパス新築工事及び周辺工事」に係る工事説明会において、両日共に、参加した地域住民から歩道橋や信号機、道路照明など交通安全対策の必要性について市に対して要望があった。地元要望書として請求人が主張するような書面は存在していないが、その内容については、住民説明会協議録により市関係課で共有されている。また、道路行政として市民の安全・安心を確保するために必要な交通安全対策として、この度の歩道橋の設置に至ったものであり、要望の有無については書類の存在をもってのみ根拠とする必要性はなんらなく正当性を失うものではない。

- (エ) 学園への歩道橋建設について、シールアンケートを行った結果、反対が圧倒的多数で市民意識から乖離した誤った政策であり、不当であるとの主張について

請求人らが行ったシールアンケートでは、反対が圧倒的多数という結果であるが、本件歩道橋の建設工事費は、その予算を上程した平成 30 年第 2 回定例市議会の予算特別委員会において原案可決となり、本会議においても賛成多数により可決されていることから、民意を反映した施策であり不当とは言えない。

- (オ) 『県警歩道橋協議録』で、歩道橋を建設することになったのは、授業カリキュラムが主な要因とあるが、授業カリキュラムは獣医学部の問題であり、獣医学部が考えることであって、今治市が 1 億 6,900 万円を出す根拠にはならないとの主張について

『授業カリキュラム』の『要因』に端を発したものではあるが、そ

れ以外にも、両敷地間を跨いだ学生の移動、教職員や来客者をはじめとした学校関係者、さらに、市民開放による一般市民の横断などが想定される。そのため、交通安全対策が必要であり、関係機関との協議により模索した結果、本件歩道橋の設置に至ったものであり、その目的は市民の交通安全対策にある。設置の趣旨、目的等を考慮し、様々な交渉を経たうえで費用負担をすべき者が決まるわけであり、交通安全対策の目的で市が事業主体となって設置を決めた本件歩道橋の費用について、市が負担することは正当性がある。

- (カ) 道路管理者である市が、道路法第 95 条の 2 規定の「公安委員会の意見」を聴かないまま歩道橋を建設したことは違法な行為かについて

道路法第 95 条の 2 の規定は「公安委員会の意見」について、愛媛県公安委員会における「特定の交通の規制等の手続及び道路法に基づく道路管理者からの意見照会等の回答要領の制定について（平成 5 年 9 月 24 日例規交規第 22 号）」の別添「特定の交通の規制等の手続及び道路法に基づく道路管理者からの意見照会等の回答要領」により、第 4 「道路管理者からの意見照会に対する手続」の、第 1 項「意見照会の対象」として、第 3 号の「横断歩道橋を設置する場合」とある。ただし、第 2 項（手続）第 1 号に「道路管理者からは、実務上「協議」の形式で行われることが多く、その内容は道路法上の意見照会である場合と事実上の協議である場合とがあるが、これを区別する必要はない。また、意見照会の方法は、文書又は口頭でなされる」とされている。

道路管理者である市は公安委員会への意見照会について、事務担当窓口となる今治警察署と設計図面一式をもって口頭協議を行ったとしている。この口頭協議や工事に際し愛媛県公安委員会や警察から特段の指摘も受けておらず、何ら違法なものではない。

- (キ) 横断歩道橋設計業務委託の土質試験・ボーリングについて、調査対象の歩道橋脚の一脚が加計獣医学部敷地にある。民間の土地の土質試験・ボーリングに市民の税金を使うことがあってはならず、使用（許可）契約書もなく公費を使うことは許されないとの主張について

請求人は「調査対象の歩道橋脚の一脚が加計獣医学部敷地にある」こと及び、「使用（許可）契約書もない」と主張するが、本件歩道橋は、市が工事請負契約により施工したものであり、工事のために必要な調査について民間の土地で使用許可を経て行ったものである。土質調査やボー

リングは、本件歩道橋工事の事前調査として実施したものであり、その費用を市費で支払うことについて何ら違法性はない。

- (ク) 歩道橋建設費用全額を市が支出するにあたっては地方財政法第4条の違法、不当があるとの主張について

歩道橋は、道路管理者として市民の安全・安心を確保するために必要な交通安全対策という目的のために設置に至ったものであり、地方財政法第4条に反して、違法、不当とは言えない。

- (ケ) 歩道橋建設は、地方公務員法に反し、職権乱用であり背任であり、今治市財政に損害を与えたとの主張について

これまでに述べてきたとおり歩道橋の建設については、地元説明会に参加した地域住民から信号機や道路照明など安全対策の中の一つとして歩道橋の設置の要望があったものである。市として、市民の安全・安心を確保するために横断歩道あるいは信号機の設置について関係機関との協議を重ねてきたが、実現が困難であったため、市の責務とし歩道橋の設置を決定したものである。その目的は市民の交通安全対策にあるものであり、請求人の言う主張には当たらない。

令和3年2月19日

今治市監査委員 渡辺英徳
同 山岡健一